

船舶事故調査報告書

平成22年7月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年12月4日 12時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市 ^{ふたがみ} 二神島灯台から真方位159° 2.7海里付近 (概位 北緯33° 33.8′ 東経129° 34.3′)
事故調査の経過	平成21年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{すみよし} 住吉丸、4.9トン NS3-506414（漁船登録番号）、個人所有 12.45m (Lr) × 2.63m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、平成11年1月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年2月19日 免許証交付日 平成19年2月21日 (平成25年2月18日まで有効) 甲板員B 男性 61歳 操縦免許証 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bの3人が乗り組み、船長が操舵室で操船に当たり、左回頭しながらごち網漁の投網作業中、甲板員Bが左舷船首部から片方の引き綱の投入を終え、甲板員Aが船尾部から漁網の投入を終えて、もう一方の引き綱が漁網の重量と本船の行きあしにより海中に入り始めた平成21年12月4日12時30分ごろ、甲板員Aが、引き綱とともに海中に引き込まれる甲板員Bを認めた。 船長及び甲板員Aは、直ちに引き綱を引き寄せて甲板員Bを船内に引き上げ、心臓マッサージ等を行いながら帰航したのち、甲板員Bは病院に搬送されたが、14時26分に死亡し、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：海面 うねり少し
その他の事項	ごち網漁の投網は、最初に目印のブイを投入し、片方の引き綱を左回りに投入して半回転したころ漁網を投入し、漁網の重量と本船の行きあしとでもう一方の引き綱を左回りに繰り出していくものであった。 片方の引き綱の長さは670～680m、網の長さは約23mであった。

	<p>先に投入する引き綱は、船首甲板左舷側で1か所にコイルされ、後に投入する引き綱は船首甲板右舷側で2か所にコイルされていた。</p> <p>先に投入する引き綱は、甲板員Bが投入するが、もう一方の引き綱は、漁網の重量と本船の速力とで海中に繰り出されるので、甲板員Bが手をかける必要がなかった。</p> <p>甲板員Bの片方の足に引き綱が絡んだような跡が残っていた。</p> <p>甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、二神島南南東方沖において、ごち網漁の投網作業中、船首甲板で片方の引き綱の投入を終えた甲板員Bの足に、漁網の重量と本船の行きあしとで海中に繰り出されるもう一方の引き綱が絡んだことから、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Bの足に引き綱が絡んだ状況については、明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、二神島南南東方沖において、ごち網漁の投網作業中、船首甲板で片方の引き綱の投入を終えた甲板員Bの足に、漁網の重量と本船の行きあしとで海中に繰り出されるもう一方の引き綱が絡んだことから、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Bの足に引き綱が絡んだ状況については、明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、二神島南南東方沖において、ごち網漁の投網作業中、船首甲板で片方の引き綱の投入を終えた甲板員Bの足に、漁網の重量と本船の行きあしとで海中に繰り出されるもう一方の引き綱が絡んだことから、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Bの足に引き綱が絡んだ状況については、明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、二神島南南東方沖において投網作業中、漁網の重量と本船の行きあしとで海中に繰り出される引き綱が、甲板員Bの足に絡んだため、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								